

平成26年第4回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成26年11月28日

閉 会 平成26年12月 2日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（12月1日）

出席議員 7名

2番	藤田修一君	3番	森弘美君
4番	坂本豊君	5番	久慈省悟君
6番	青木倉元君	7番	山舘清剛君
8番	木村修君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久慈修一君
教 育 長	吉崎博君
会 計 管 理 者	小松生佳君
総 務 課 長	坂本亮君
税 務 課 長	越田茂弘君
住 民 課 長	柿崎真人君
健 康 福 祉 課 長	佐井邦彦君
産 業 振 興 課 長	中川悟君
建 設 課 長	大川誠治君
教 育 課 長	坂本勝教君
農業委員会事務局長	川崎幸治君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	芳 賀 作 君
議 会 事 務 局 次 長	佐 藤 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5 番	久 慈 省 悟 君
6 番	青 木 倉 元 君

議事日程（第2号）

第 1	一般質問	4 番	坂本 豊 議員
第 2	一般質問	2 番	藤田修一 議員
第 3	一般質問	5 番	久慈省悟 議員

午前9時43分 開議

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 4番 坂本 豊 議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は3名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、4番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

米の価格が昨年より3,200円も下がり、農家の経営は行き詰まり状態であります。原因は政府の米対策にあります。2013年産の米を市場から隔離をして備蓄に回していれば、価格の維持は可能でした。しかし、日本の農民を農地から追い出したい自民・公明党の農業政策は、米の価格がこれほど下がっても何の手当ても施そうとはしません。むしろ喜んでいきます。企業が農民にかわって米づくりを計画しているためです。そのため、農地法の改悪や農業委員会の委員の公選制から市町村長が自分の好きな人を農業委員に指名できるように変えようとしています。

しかし、このまま自民党の農業の改正策を認めるわけにはいきません。企業はもうかるところだけしか作付をしません。効率の悪いところやコストのかかる場所での作付はしないため、日本全体の収量はむしろ減少します。水利でも企業の進出でトラブルが発生してきます。日本農業は、農民が行うことが一番効率がよいわけです。そのためには、国は農産物に再生産が可能な価格を保障しなければいけません。これはアメリカでもヨーロッパでも行っていることであります。

特に主食である米は、自給を基本にしなければいけません。米の貿易量は限られているため、不作のときに安定して輸入ができないからであります。それは1993年、平成5年の米の大凶作による大混乱がそれを示しています。緊急輸入米は当時255万トンにもなりました。アメリカ、中国、オーストラリア、タイから輸入しましたが、国内での米の価格が暴騰し、10キロ当たり6,259円、翌年の4月には9,377円にもなりました。現在では10キロ2,600円ほどですが、このようなことになると、低所得者は米を買うこともできなくなります。米を政府が管理をしていかないと、不作と豊作で市場が混乱を

します。政府は安ければよいと放任し傍観姿勢をしています。本当に許せない亡国政治です。

米の価格は、政府が本気になれば安定したものを保障できます。政府が放任しているため、農家救済は村が行うしかありません。村長はその先頭に立って対策を講じる必要があります。今度の補正予算では航空防除の援助金があります。これはとても農家のために助かります。しかし、今回の米の価格はそれ以上に暴落をしているため、農家はことしの経費の支払いができない、そういう農家がたくさんあるわけです。

そのため今回質問項目にあります5点については、時間の関係もありますので、まとめて質問しますので、答弁をお願いします。

1つ目として、資金繰りや税の免除、利子の補給もすべきではないか。

2つ目は、米価下落の原因になっている過剰米を市場から隔離する政策を国に求めるべきではないか。

3番目は、村長は来年も再来年も、ことしのように米価が下落したときに、村の基幹産業を守る対策をとっていくのか、それとも市場任せにしておくのか。

4番目に、米の価格が大幅に下がったことは、政府が今進めているTPPで米の関税がゼロになったときに起きる暴落へのならしと捉えているのか。

5番目として、米1俵当たり生産費が1万6,000円と政府も認めていますが、規模拡大により低米価で生産できると考えているのか。

答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 私から、①番の米価下落対策について答弁させていただきます。

9月に全農青森県本部が示した26年産米の概算金は、村内でほとんどの作付割合を占める品種まっしぐらで、前年比3,200円の減、1俵7,300円と30%ほどの大きな下落となりました。これを受け、県及び県内各市町村、各農協では、農家の支援策を検討してきましたところであります。蓬田村でも、他市町村の対策を参考に関係機関とも協議しながら農家の支援策を検討してきました。村では支援策として、水稻作付農家がほとんど対象となる26年分の航空防除経費の農薬費部分について追加助成することとし、今定例会に1,049万円を予算計上しております。

議員がご質問の農家の資金繰りにつきましては、県が農作経営特別セーフティーネッ

ト資金制度を設立し、J Aや金融機関などを窓口とし、経営資金の貸し付けを行うこととなっています。県が利子の補給を行い、J Aを窓口として借り入れした場合は、実質無利息で融資を受けることができる予定となっております。

税の免除につきましては、今回は26年産米の概算金が30%の大幅下落ということですが、国の収入減少影響緩和対策、通称ならし対策ですが、ならし移行のための円滑化対策による収入補填なども予想されること、村税減免の特別措置に関する条例に定める特別災害ではないことなどから、現在は税の減免については考えておりません。以上です。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 5つのご質問があったわけで、2番、3番、4番、5番ということで、私のほうから答弁させていただきます。

2番目のご質問は、米価下落の原因になっている過剰米を市場から隔離する対策を国に求めるべきではないかというものでございます。要するに、過剰米を市場に放出しないで政府が責任を持って管理してくださいというような内容だと私は理解して、これを捉えますけれども、これについてはやはり蓬田村が単独でこれを要望するということについては、かなり突拍子もないというふうな見解を持たれると思います。私自身も県町村会や、あるいは別の団体の意向については、この過剰米について何とかしてほしいということで県町村会の経済委員会というのがございまして、その中で意見も入っております。県のその団体がこぞってこの過剰米を隔離するということが、現在の必要な対策であることは間違いはないだろうと思っております。

それから、3番目の米価下落が続いた場合、基幹産業を守るための対策をとるか、それとも市場任せにしておくのかということに対しましては、米価下落というのがどういう形で今後出てくるのかということ、2番目の回答とダブるかもしれませんが、今後も数年もこの状況が続くとなれば、やはりこれは政治的な配慮が必要だと思います。私たちが、村がその市場価格に連動させて、例えばホタテの価格安定対策のような保険、保障をつくるかということでは、村そのものでは、これは破綻してしまいます。やはり政府がきちんとした価格保障政策をして、そして市場主義をとることが正しい方向であろうと思います。

次の4番目の価格下落はT P Pで関税ゼロになったときに起きる暴落へのならしかということでございますけれども、T P P交渉がまだ決まっていないという段階でありま

す。もちろん政府も新聞報道等で皆さんご存じのとおり、3つの大きな原則を守るということで頑張っているように私は見ております。関税がゼロになるというようには、現在、私は考えておりません。したがって、坂本議員がおっしゃる「ならば」ということに対しては、私はないというように思っております。

それから、5番目の米1俵当たりの経費は1万6,000円と政府も認めている。規模拡大で低米価を乗り越えられると考えているかということに対しましては、農家が大規模化、すなわち一定の大きさになることによって農業経営が成り立つ、必ずしもそういうことにはなりません。やはり農業も会社も全てやはり経営という、大規模化することによって経営するという感覚で物事を判断しなければならないかと思います。その場合、米の低価に見られるように、米、野菜、畜産、これらが全て市場価格に左右されているということを考えれば、必ずしもこの大規模経営化が正しいというようには私は思っておりません。国がおっしゃるように、理論的には確かに成立するのかもしれませんが、農業経営者個々にとってみれば、それは成り立たないというように私は判断しております。以上でございます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 再質問いたします。

まず、①番目の航空防除の農薬費の援助金として1,049万円を村として今回援助したいということであります。つがる市で先月、新聞紙上で2億円の援助金を決めたという報道がありました。蓬田村でその2億円に対して幾らぐらいになるのか、水田の面積で換算してみましたら、約1,500万円ほどになりました。つまり蓬田村は今、600ヘクタールぐらいしかつくっておりません。それと比較しても、やはり1,049万円では、つがる市よりも劣るということになるわけです。ですから、あと500万円ほどの援助をつがる市では何らかの形でやるということなんです。

先ほども言いましたように、1,000万円も援助してくださることに対しては、本当に感謝するわけですが、今農家の皆さんはほとんど小作料とか、農協への肥料・農薬の支払いとか、できない、まだできていないという人が多くいます。今回このように急激に1俵当たり3,200円も下がると、とんでもないことなので、もう少し500万円ほど何らかの形で追加援助できないのか。ひとつ答弁をお願いしたいと思います。具体的には、種もみのほうでもよろしいし、改良区のほうの支払いとかがいろいろあるわけですので、そういう面も考えていただきたいなと思います。

あと、2番目の村長の、市場から米の隔離を、村長一人だけ国に対して要請するのはいかがなものかということで、余り出しゃばるとくいを打たれるという感じがあるかもしれないけれども、そのくらいのことをやっても私はいいと思いますよ。ほかでやるのを見計らってやるのではなく、まず一番に頭をたたかれるほどのことを、国に行つてがつんとやってほしいと思います。余り遠慮しないほうがいいと思います。ここは昔から米をつくってきた地域ですから、よその地域とはまた違うわけで、農業で生計を立ててきたという歴史があるわけですから、そのくらいの意気込みを示さないと、農家が本当に怒っているかどうか、政府はわからない。蓬田村の村長だからこそ、まず誰もやらなくても率先して、自分一人でも国会へ行って、また政府関係に行つて陳情するなりしていただきたい。そのくらいの意気込みが欲しいと思いますので、再度答弁をお願いします。

3番目のこの村の基幹産業を守る対策として、村長の言うとおりに、価格が下がった分を村で援助していたら、村の財政が成り立たないわけですね。これは当然でありますので、先ほどの2番目と連動するように、政府の米の対策がなければ、どんどんどんどん下がります。来年度の米は6,000円くらいになるのではないかという声も聞かれます。市場価格に任せますと、そういうことになります。米の消費が減っているという宣伝もありますけれども、それだけではなくて、今は減反政策に対しても補助金を出さないということを決めていますので、米がよければ米をつくるし、悪ければ誰もつきりませんから、余り心配しないのですけれども、5,000円、6,000円になるのが最初から、春からわかっていれば、誰も作付はしません。ただ、幾らになるかわからない、多分8,000円、9,000円になるのであれば、作付します。最初からわかっていれば農家の人はつくらないと思いますよ。そういうこともありますので、そういう米づくりがばくちのような生産になってしまったら、もう取り返しがつかないと思います。

私は先ほど冷害の話をしましたけれども、もし仮に平成5年、1993年のような大冷害が起きたときは、205万トン不足します。そのとき、200万トン以上の備蓄が、政府が持っていなければ、大混乱を起こすということになります。これは何も農家の責任でも何でもありませんから、大変なことになるわけです。ですから、安定した供給をするということは大事ですし、備蓄米があれば米を備蓄しても、何ら弊害になるわけはありませんね。仮に古くなれば市場に回せばいいわけだし、それ以上に古くなった米は海外の援助に回すこともできるわけです。

あと、4番目のT P Pのことですけれども、村長は楽観視していますね。関税がゼロになることは考えられないと言っておりますけれども、T P P交渉は関税をゼロにするという話なのです。これを何%にするかということではなくて、関税をゼロにするというのが基本なのです。それから、T P P交渉は絶対公開してはならないということが決められていますので、そして決められた後も5年間はどういう形で決められたのか公表することも禁止されているのです。ですから、決まった時点ではもう既に手おくれということになるわけですね。ですから、こういう楽観視しないではっきりT P Pには参加するなということを表明していただきたいと思います。

あと、5番目の規模拡大のことですけれども、私のいつも言っている持論でありますけれども、規模拡大をしても決して経営はよくなる方向にはならないわけです。私は自分も農家で米をつくっていますので、いろんな経費を思いつくままに書いてみましたら、肥料、農薬、防除とかあります。あと、トラクターとか田植え機とかコンバインとか必要なわけですね。あと、収穫しますと、乾燥機、もみすりという作業があります。これらを入れますと、もうはっきりわかっているだけで、1俵当たり6,000円かかります。ですから、ほとんどの農家というのは、乾燥機、もみすり機と、耐用年数を過ぎていまして償却がないので、実際、見た目は経費がかからないわけです。ですから、その分が若干手元へ残るという感じになります。あとは、自分の労働費、労力というのは、賃金に換算しても、それがほとんど残らないので、農家をやっていけます。これが人を雇って企業がやっていけば、給料を払わなきゃならないので、その給料を払うお金というのは出てきません。

ですから、農家が今耐えられているのは、使用している人たちが家族なので、直接給料は払わなくても済む、そういうことでただ働きをさせているので、若干維持ができる。そういう程度なわけですね。これが7,000円、6,000円と下がると、もうほとんど誰が計算しても、米づくりなどできるはずがないのです。その中で、規模拡大を幾ら分つくったとしても、基本的にかかる経費が同じであれば、むしろ企業農家のほうが早くつぶれるということになるわけです。そういうことも含めて、質問がばらばらになってしまっって申しわけないのですが、わかる範囲で答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 1番の米価下落対策についてお答えいたします。

11月5日の新聞報道によりますと、つがる市で2億円規模の予算を組むということで

ありました。その内容につきましては、26年、27年と合わせて2億円規模という形でありました。先ほども言いましたとおり、県内各市町村の対策を参考にしております。つがる市が県内最大規模と現在のところ、思われます。蓬田村でも、予算規模につきましてはどの程度が妥当なのかということで検討しております。

それで、今回の航空防除の1,049万円、1,000万円程度ということで、規模は大きいほどよろしいのでしょうけれども、予算的にその程度が今回、初回としては妥当なところではないかということで決定しておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 2回目の質問ということで、②番に対して、国に対して単独でもやって、そのぐらいの意気込みを見せろということでございますので、私もそのぐらいの気持ちは持っております。1次産業、特に農業、水産業というものの育成、振興というものに対しては、これは村の命運をかけているわけでございます、1番目のその再質問にあったように、とりあえずは1,000万円という表現を使いましたけれども、もっともっとやりたいと思います。しかしながら、これから各農協とかでその価格を出してきたときに、これは言葉が余りよろしくないかもしれませんが、過剰に補助することになれば、村政全般でもこれはちょっと問題があるということで、1,000万円の中で航空防除のお金を払って、そして農家に直接行き渡るといふ配慮をしたものでございますので、そういった形のもを自分一人でもやるというような気持ちにはなっているのでございますけれども、それを国に私のほうから直接言うというのは非常に困難な問題ではないのかなと私は思っています。とにかくその気概だけは持っているということで理解いただきたいと思います。

それから、3番目の基幹産業を守る対策についての再質問でございますけれども、やはりその安定供給というこの部分については、国がやはり責任をとってきちんとやると。きちんとやるということは、保障しますということが私は絶対必要だと思っています。これをやらない限りは、やはり1次産業というのは成り立たないというのが基本だと私は思っています。ただ、そのことしの2月に出された新農業、農政のその方針でいきますと、5年間は補助金を出しますけれども、それ以後は出しませんよという形でございますので、私は新しい制度がぜひ必要だろうということはこれからも申し上げて、県に、あるいは国に対して申し上げていきたいと思っております。

あと、TPPの関税がゼロになることに対して楽観視しているのではないかというこ

とでありますけれども、私どもがこのT P Pに関与できるものではございませんし、言うとなれば、議員がおっしゃるように、声を大きくしてT P P撤退、あるいはやるなどということになるのでありましようけれども、国というその国体の中で、法律に優先する、そういう条約的なものを決める段階に、もう私は楽観視も何もない。国として国民に約束したものを守っていただくというのが基本姿勢であろうと。決して楽観視しているわけではありませので、申し添えます。

次の6番目でございますが、経費をやると、計算してみますと、1俵当たり約6,000円かかると。これは坂本議員自身の試算でございます。そのほかに耐用年数が過ぎた、例えば乾燥機と、これらは計算に入らないで、結局費用として計上されていないということになるのでありましよう。それから、労働費、要するに家族労働の中で給料を支払っていないから、今は間に合っているということでございませけれども、規模拡大を図る上では、やはりその辺のコスト計算というか、もはやもう農業といえども市場主義にさらされるわけでございますので、お互いがやはりきちんとした計算のもとに、その農業をやらないと、自分たちが生活できない場面になってきたというのは事実であろうと思います。

今後ともこういった指導といいますか、今後の農業改良普及センターなどの、そういった形の中で、お互いに農家に普及すべきもの、経営というもの、農業経営というものを普及すべきものだと私は思っております。その上で規模拡大をすれば、その農業が成り立つかどうかということをお互いがやはり判断しなければいけない。村はもちろん第1次産業の振興で、それを規模拡大という形で進めることになりませけれども、やはり経営者個人個人がこの判断をすべきものであろうというふうに思います。政府がそういうふうな形で進めている以上、村にあってもやはり協力せざるを得ないという立場にあるというふうに私は思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 再々質問ですけれども、①の補助金の助成金のことでありませけれども、この前、国のほうから通知が来て、今回の米価下落に伴う融資の件で見ましたら、利息のことですが、実は無利子というふうにありませましたが、それは1年間だけとあったわけですね。あと何年で返済するかわかりませけれども、その2年目からはきちっと利息を取るという意味なわけですね。これだと余りにもひどいということで、この分については実際2年目からは利息を何%ぐらい取るつもりなのか、わかっければ答弁

をお願いしたいと思います。

あと、課長が、その程度の助成でよいという判断、1,049万円くらいでよいという、村としては援助は少なければ少ないほど負担が少ないわけでもいいかもしれませんが、比較するのもなんですけれども、アシストという一企業に対しては、毎年2,000万円以上の委託料も払うし、今回もまた1,000万円近い援助もします。合わせると年間3,000万円ほど毎年払うということになって、一企業に対してはそのように援助をしてもよい、でも200戸ある農家に対しては1,000万円程度で我慢しろということは、余りにも差別しているのではないですか。この辺のところをもう少し考えて、どっちが村の基幹産業であるかということを考えれば、蓬田村は米づくりだと自負しているのに、この程度かと。つがる市は水田が多いわけですが、先ほど言ったように、あと500万円ほど、つがる市と比較しても足りない、課長は26、27年分も含むという意味かもしれませんが、あと500万円ほど何とかならないのか。また、今ここで答弁できなくても、追加で予算計上、検討できないのか、をお願いしたいと思います。

あと、米が余っているという宣伝をしておりますね、消費が少なくなったと。ですから、消費、食べる量が少なくなったのではなくて、輸入小麦の量がふえている、その分が米の消費減になっていると思うわけですが、輸入小麦というのは、はっきり言ってアメリカとかから入ってくるわけですが、輸送の途中で虫とかカビが生えないように、農薬を振りかけます。ポストハーベストといいます、ご存じだと思いますけれども、収穫した後に農薬を振りかけるので、浸透はして、雨や風に自然界と違って当たらないために、残留が多く出るという危険性があるわけです。日本のその農薬の名前はちょっとわかりませんが、基準としては0.1ppmということに対して、輸入の小麦は10ppm、つまり輸入小麦は国産の米よりも100倍も高い残留農薬を認めているという事実があるわけです。

ですから、こういう危険な輸入したものに頼るのではなくて、国内で米をつくって、その米を先ほど言ったように、飼料米から加工した米粉を利用したパンとか、そういう麺類とか開発をすることで、米の生産量をもっとふやしていけるという方向性は私はあると思うわけですね。ただ、米を食べなくなったから価格も安くなって、もっと皆田んぼを潰してもいいというふうにはしてはいけないと思うわけで、そういう農業全般を考えて、村全体の農業をこれからどういうふうにして持っていくかということも検討していただきたいと思います。

先ほどちょっと、村長に言いたいことは、もっと国に対して強く発言してほしいということに対して、なかなかできないと。やる気はある、気概はあるけれども、できないということであれば、これは幾らやる気があるところで言ってみても、実行しないということは絵に描いた餅ということになって、全く効果は出ないと思います。もう少しきちっと行動してほしいなと私は思います。ここはもう、これほど米が下がるということは一大会社ですよ。冷害でないと言いましたけれども、冷害以上の大被害ということで、共済金も払われないのですから、農家のダメージというのは冷害以上に大きいわけですから、ここはもう少し村のトップとして行動してほしいという気持ちがあるので、再度答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） まず、最初に貸し付け資金についてお答えいたします。

議員がおっしゃった国からの通知で来たという資金については、ちょっと私、把握しておりませんので、お答えできませんが、先ほど私が説明いたしました資金につきましては、県が融資するものであります。県が今の議会に予算計上し、先ほども言いましたが、稲作経営特別セーフティーネット資金制度ということであります。26年産米の出荷数量、1俵当たり3,000円を個人は上限500万円、法人は2,000万円を限度として貸し付けるということです。償還期間が5年、1年据え置きと、支払い据え置きという形になっております。融資枠が30億円ということで、県内の金融機関と農協で窓口になって貸し付けするということになっております。県が利子補償いたしますので、農協からとして借りる場合については、先ほども言ったとおり、無利子になる予定となっております。まず、その資金については以上です。

あと、予算規模についてですけれども、先ほど1,000万円程度が適当というよりは、今回の予算計上につきましては、先ほども村長がおっしゃったとおり、これから、先ほど説明したとおり、国の収入減少の支払い等も収入補償等もありますので、現在のところでは1,000万円規模でやるという形であります。今後状況を見ながら、今回の予算につきましては26年度分でありますので、つがる市等は26年、27年、2年度で2億円規模ということもありますので、状況次第では27年度に向けて予算を組んでいくということも考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） そのほかにも、今の補足ということで説明申し上げますと、航空

防除につきましては、先に185万円、そのほかに農協等で40万円程度、合わせて1,300万円弱を全額こちらが補填するような形をとるということでもあります。そのほかに土地改良区の電気料等も、これは要求に満額ではございませんけれども、**糶**していくという方向で考えております。

あと、おっしゃったように、金額的な、額的な問題ということになれば、あと500万円ほどという言葉が出ましたけれども、これは今後のその**糶**の仕方、収入ならしの状況、そういったものを見ないと、今のところは確定できないのではないかなというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、消費が少なくなった問題で、小麦の残留農薬の問題までいきましたけれども、米の加工につきまして今議論がありましたので、私もこれは絶対必要な事業だろうと。各市町も例えばアスパムにおいて、各市町村の特産品フェアなんかに参加しますと、米で例えばそばとか、うどんをつくったり、乾麺をつくったり、あるいは米の別な製品をたくさんつくって販売しております。その辺はやはり研究してこちらも加工施設をつくりながら、米の消費拡大ということは進めなければいけない事業だろうと思っております。今後の検討ということになりますので、よろしく申し上げます。

それから、国に対して行動しないと効果が出ないですよというご議論でございますけれども、私もそうは思います。ただ、私自身が別に今白旗持つわけではありませんけれども、1人でやるよりも、やはりまとまって政治的な配慮のもとに私はこれを進めないと効果がないだろうというふうに思っている次第でございます。トップとして行動してほしいということでございますので、私もできるだけそういう行動に出たいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いします。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 次の質問に入ります。

次は、安倍政権についてお伺いをいたします。

安倍総理は、日本を戦争ができる国に変えようと本気で考えている人だということに危機感を持っているのかどうかお聞きしたいと思います。そして、2年前の総選挙で公約にもなかった、昨年強行可決をした秘密保護法、それからことしの7月には閣議決定をした集団的自衛権行使容認、これはまた戦前の日本軍による慰安婦問題の謝罪をしないということや、憲法9条を変えるために長期政権を狙っての今回の解散ということについてどのように考えているのか、まず村長の安倍政権に対しての考えを述べてもらい

たいと思います。

1つは、村長は消費税増税がなければ、国の財源がないと考えているのか。これは、今言ったのは2つ目の質問です。

3つ目は、消費税増税とセットで企業の法人税減税を表明していることに対して、村長はどのように考えているのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 大変、この国家に対する質問でございまして、私も質問を見まして大変戸惑っているところであります。村長というか、村政にかかわる問題というよりも、私の政治姿勢という立場で答えるということになるかと思っております。その辺はご理解をお願いしたいのでございます。

今回の論戦を見る限りは、やはりその戦争行為に及ぶということは、危機感があるかと言われますと、私は不安を感じております。その方向に動いているようには感じているところではあります。ただ、やはり国という立場、あるいは政治という立場から見ますと、国土ないしは国民を守るという立場が大変必要なところでございまして、それに伴ってあらゆる事態に対処できるように、政治がそれをやってカバーしているというふうに私は思っております。

今回の解散の中に、その秘密保護法あるいは集団的自衛権の行使の問題、こういったものが含まれているというふうには理解はできますが、そのほかにもアベノミクスとか、いろんなその政策の違い、原発問題だとか、いろんなものが入っております。その長期政権を狙っての今回の解散というのについては、やはりその政治の運営の問題でございましょうし、国家が政党政治である以上、また解散権というのが内閣総理大臣に専権で与えられていますので、これに従って解散したものであるというふうに私は思うわけで、議員がおっしゃるような、その中身だけの問題ではないだろうというふうに考えています。

それから、消費税がなければ国の財源がないと考えているか、次のその消費税増税とセットで法人税の減税を進めようとしているが、これに対してどのように考えているかということにつきましては、やはりその消費税増税ないしは法人税の減税というのは、国の内閣総理大臣が諮問します税制調査会というのがございまして、この税制調査会の中で議論をして決められているものだと私は判断しています。この調査会のその専門部会というのがございまして、それぞれ消費税増税については税と社会保障の一体改革、

ないしは法人税の減税につきましては、やはりその国の長期的な考え方、国内での企業活動の活発化、あるいは景気浮揚、それらの問題が根底にあって、これを進めているものだとは私は思っています。したがって、これに対して反対するとかどうするかという問題については、私はこの場ではとても議論できるものではないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 総理は突然解散したように思われますけれども、私から言えば、もう7月、8月ころから解散はもう既に計画の中に入っていたということで、彼はアベノミクス解散と後づけをしておりますけれども、それは単なるこじつけでしかないわけですし、ただ10%への増税を延期したということでもありますけれども、実際は中止したわけではないので、1年半後には確実にこのまま自民党が勝てば上がって、国民の負担がますます大きくなるということがあるわけです。

ただ、消費税の問題で、村長は自分の考えを封印しておりますけれども、消費税増税がなければ国の財源がないということに対しては、全く消費税以外税金がないかのような錯覚をしておりますけれども、あの小泉内閣の5年、6年間の期間の中でも、消費税は彼は一切上げてきませんでしたね。それでも、財政というのはそれほど悪くならなくて、むしろよくなったということが言われているわけです。逆に消費税を上げると景気が悪くなります。ですから、あの3%から5%に上げて、この期間に日本は不況のどん底に入ってきたわけです。ですから、もう既に5%から8%に上がって、もうGDPもマイナス1.6%下がっているようにあらわれているように、10%に上げてもうとんでもない不景気に突入します。これははっきりしているわけですね。税金を上げて景気がよくなるわけがないのです。

なぜかという、消費税は間接税ですから、買う物全てに税金がかかるわけで、その分買う金額が少なくなるために、物が売れなくなるわけです。物が売れないと企業活動も停滞するのはもうはっきりしているわけです。減税をして国民に賃金とかを上昇させることで景気をよくして買い物をすることで景気がよくなって、国内でGDPの6割を占める消費が上向けば景気がよくなるわけです。でも、そうしないのはやはり企業というのは、ただ単に労働者賃金を低くしてもうかることしか考えていないからなのです。

ですから、消費税がないほうがかえって景気がよくなる、増収にもなるということは、はっきりしているわけです。これは財務省が、野田前政権が、財務大臣をやっていたと

きにもう官僚から吹き込まれて、ギリシャのようになるとか、耳元で盛んにささやかれて、彼は、民主党は4年間消費税を上げませんと言って公約していたのに、突然消費税を上げると言い出したのは、官僚の操り人形になってしまったということなのですね。ですから、消費税を上げてもうかるのは官僚しかないと、財界と官僚しかないとということとははっきりしています。

これでわかるとおり、法人税を減税すると言ったのですよ。財政がないのに消費税を上げると言うっておきながら、法人税は下げますと。こんな矛盾したことはないでしょう。こういうのははっきりしているのに、これに対して判断ができないということは、私はおかしいなと思います。ですから、もうはっきりしているわけですね。大企業とか法人税を下げて、もう270兆円ほど内部留保があるわけです。莫大な金額ですよ、1人頭270万円も、企業は国民1人当たりになれば、270万円も貯金をしているのです。それにもかかわらず、まだ税金をまけるということは何かということですね。法人税が高いから外国へ行くとか言いますけれども、法人税が高くて外国に行くのであれば、どうぞ行ってくださいということですよ。そのかわりよその企業が、外国の企業が日本へどんどん幾らでも来ます。市場がもう6割もあるわけですから。

そういうことで、今突然解散していますけれども、消費税の問題も含めて、村長にこれを質問してもどうにもならないことは私わかっております。わかっておりますけれども、村長は村の一番の頼りになる人ですから、新たな消費税は増税がなくても、財政は賄えるということをおっしゃってくれば、村民の皆さんもあなたを指名しますから、その辺もう一度答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 税のこの問題につきましては、本当に非常に私も答えにくい問題ではあります。確かにその税金を上げるということで、税金を上げますと私が聞いたとき、これは前回の議会の中でも答弁しましたが、税金を上げますと言って、ああ、そうですか、素晴らしいですねということは余りない、私はそういうふうに判断しています。できれば税金は低いほうがいいというふうに考えているものであります。税金そのものの性格というのは、やはり目的税がほとんどでありますので、この消費税増税につきましても、3党合意というその合意の中で、税と福祉の一体改革を行うから増税しますという合意があったというふうに私は、それは素直に理解したいと思います。そういう意味であれば、私も受け入れて反対する理由はないだろうというふうに思います。

これを議論すること自体が、私は非常に自分ではちょっと行き過ぎるのかなという気持ちもないわけではないわけですが、やはりその財政がないのに法人税を下げるのはいかがなものかという議論に対しましても、やはり国そのものが企業の活性化、そして地方へのその波及ということを考えれば、これも必要な施策として、その税制調査会というものが判断をした内容であろうというふうには私は理解しているわけですので、私から答弁できるのはそのぐらいだということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 村長が消費税の問題で先ほど税と社会保障の一体化という言葉を使いましたよね。つまり消費税を上げるかわりに社会保障も充実させるという意味だと思いますけれども、これは間違っているわけですね。なぜかという、消費税は引き上げても、社会保障は一向によくならなくて、かえって悪くなっているじゃありませんか。国民年金は毎年下げられる。社会保険料は年々値上がりする。国保税などもいつも値上がりして安くなることはない。どうしてこれが社会保障と一体化していると言えるのですか。消費税が全て社会保障に回っているという証拠はありますか。ないでしょう。ないんですよ。なぜかという、あの野田政権が消費税引き上げを決めたときに、何をしましたか。公共事業3兆円増額するとすぐ発表したではありませんか。あのよう、消費税が通過した途端に、消費税そのものが入ってくる前にもう既にそういう対策、予算を組んでいるわけですよ。

ですから、社会保障などには一切回りません。先ほど消費税を上げて官僚がもうかると言いましたけれども、消費税という引き上げによって、もう確実に来年の予算が組めるわけですよ。そこが官僚の目的、つまり自分の範囲が、権力範囲がふえるということなんですよ。ですから、もう既に来年度の予算が101兆円を超えたでしょう。それに財務省というのは消費税を、財源があるから、つまり予算を組めるということなのです。そういうことで消費税を執拗に上げるというわけですね。

これは質問でなくて、私の意見ということでよろしいです。以上で質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（木村 修君） 以上で、4番坂本 豊君の質問を終わります。

○議長（木村 修君） それでは、2番藤田修一君の質問を許します。藤田修一君。

○2番（藤田修一君） おはようございます。藤田修一でございます。

私は農業問題について、この1点、2つに分けて質問を行いたいというふうに思います。先ほどの坂本 豊議員の質問とも重複する面も多々あると思いますけれども、私なりの聞き方で質問してまいりますので、よろしく願いいたします。

まず、米価の急落対策ということについてご質問いたします。

今回の補正では、これはあした議論なされるわけでございますけれども、航空防除の農家負担、農薬費の軽減ということで、先ほどもお話がありましたように、1,000万円余の予算が組まれておりました。これはそうすれば、1反歩当たり、10アール当たりにしてどれくらいの助成になるのかということをお聞きいたします。

そして、また先ほども課長並びに村長からお話がありましたように、とりあえず1,000万円余の予算措置だというふうなお話ございましたけれども、今後考えられることとしてどういうことがあるのか。先ほどもお話が課長からありましたように、今回農家が、一般農家が借り入れる額は500万円の減とすると、そしてその0.6%は県で利子助成する、そして残りの0.6%は農協で助成すると、合わせて1.2%の利子補給をして、実質的な無利子の資金を貸し付けるというふうなお話ございましたけれども、今後考えられる対策としてどういうことがあるのかと。そして、ことし既に支払いを終わった人もあると思いますけれども、種もみ代の助成というふうなことも、26年産の米に対しての利子助成ということも最初あるやに、県でも農協でもあるやに報道されていましてけれども、今となればそういうお話しはないので、村としても考える必要があるのではないかなというふうなことを思いますけれども、それに対しての答えも答弁願いたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） お答えします。

村では9月に全農青森県本部が示した26年度産米の概算金の発表報道後、県及び他町村及びJAの対策を参考に関係機関とも協議しながら、農家の支援策を検討してまいりました。支援策として、村では水稻作付農家がほとんど対象となる航空防除経費、26年度分の農薬部分について追加助成することとし、今定例会に1,049万円を計上しております。今回の追加助成米の農家負担額、10アール当たり3,650円に対し、今回10アール当たり1,620円、44%の助成となります。対象農家は191戸です。今回の予算が可決いた

できれば、津軽広域農業共済組合を通じて、農家の皆さんに年内に還付される予定となっております。

あわせて、今後の考えられる助成ということでお話ししておりましたけれども、現在検討しているのは、先ほど村長も言いましたが、中沢・長科地区の土地改良区のポンプの電気料の助成について検討しております。今回は予算計上しておりませんが、現在検討中ということであります。

あと、種もみの関係につきまして、今回各町村及び農協の対策を参考にいたしました。今回予算計上した航空防除経費の助成のほか、種もみの購入費の助成、これについては26年度、27年度分、両方ございますが、あと農家への直接助成、これは外ヶ浜等で実施している、10アール当たり2,000円から4,000円とかという、直接助成するという方法です。3点目として、土地改良区賦課金への一部助成などが考えられましたが、水稻農家がほとんど対象となるかということであれば、航空防除の助成がよいのではないかとということで、航空防除の助成としました。

種もみの助成につきましては、27年度産の種もみについては、まだ数量、単価とも確定していないところでありますが、27年度産種もみについては、全農県本部で1キロ当たり15円を助成するということを決定しています。26年度産の種もみを全額助成した場合、村では、主食及び餅米合わせてとなりますが、全額助成という形になると1,100万円ほどの予算が必要となります。つがる市等で実施している1キロ当たり190円の助成ということであれば、380万円ほどの予算が必要という試算はしております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） ありがとうございます。今課長から航空防除の助成、1,049万円ということは、1反歩当たりですれば1,620円ほどの助成になると、パーセントにして44%だというふうなことでございます。非常に農家にとっては助かる金額だなというふうに思われます。本当に青森市の人たちから見れば、すごい、おまえたちすごく、前にも出して、今回もまた出してくれるのかというふうなことでうらやましがられているような状況でございました。

今後の対策については、27年度産については全農が15円ほどの、キロ当たり15円ほどの助成をします。そして、26年度産についても、具体的な、やるとかやらないとかはまだ言っていませんでしたけれども、他の町村では1,000万円から400万円ぐらいの助成を出しているところもあるというふうなお話で、これらを参考にして、今後もまた稲作農

家が頑張っ来年度も作付できるような体制をつくっていただきたいものだというふうな、そういうふうに思います。これについて、そうすれば、具体的にその現実としていつごろそれはやろうとするのかなというふうなことでございますけれども、村長から、今後どういうことを、年度としていつごろをめどに考えているのか、村長からお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 全く本当に前質問と同様、苦しい1次産業だと、ともかく米作であるということには変わりはないわけで、これを何とかしないと、村そのものが崩壊してしまうんじゃないかという考えはございます。今ご質問ありましたように、いつごろまでやるかということにつきましては、3月、何ですか、12月の15あたりに、ならしの分は交付されるような情報ではございます。しかし、それはやはり来てみないと何とも言えないというところがございまして、それが確定するのは3月の米価で判断されて、5月、6月ごろだということでございます。ただ、そこまで待っていれば、来年度のその種もみに対する助成がおくってしまうということであれば、やはり3月の当初予算の中でこれを計上すべきものだろうと私は思います。

その中で、どのくらいになるかということにつきましては、やはりいろんな方々、農協等と話をしながら、関係機関と話をしながら、これは決定しなければいけないものだろうと思います。当面、正月を迎えるに当たって、一番早くて、少しでも効果があるという方法が航空防除のお金だということで、内部で検討した結果の措置でございますので、今後これら種もみ、あるいは土地改良区の補助金、これらについてできるだけ対応できるように検討していく所存であります。

ただ、外ヶ浜町が実施しております直接補助、10アール当たり4,000円、これに当初予算で計上しながらやっているということでございますけれども、外ヶ浜町の場合は面積も少ないので、総額で500万円程度ということでございます。それを私どもに換算しますと、やはり550ヘクタールぐらい耕作していますので、四五、二十ということで2,000万円以上になるということで、こういう価格保障について最初からやるというのに対しては、ちょっと無理かなというふうに考えていまして、来年度以降のそのあり方ということを考えてときに、例えば今の価格保障の問題等を考えた場合に、先ほどアシストに対する助成という考え方もありましたけれども、農家の疲弊が進まないように、これらのことも検討課題の一つとして、選択する一つとして進めてまいりたいというふ

うに思っています。とりあえず3月の当初予算時期までには、この対策を決めたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、あした議論される補正のほかに、そのほかの対策として、3月の新年度予算で考えているというふうな答弁をいただきました。よろしくご配慮お願いしたいと思います。これは通告にないわけですがけれども、たしか10月の農業委員会の、きょう事務局長もおりますけれども、農業委員会で農業改良普及センターの人が、今の規模拡大のことについて、外ヶ浜では集落営農が非常に進んでいると。蓬田村では一向に進んでいないと。農家が多いのにどうしてそうなるのかなというふうな話をされて、私もその中で発言したわけですがけれども、ことしの低米価を見ると、先ほど坂本議員の質問にもありましたように、大規模であれば大規模でやるほど、赤字が大きくなっていると。

いつぞやの新聞に出ていましたけれども、外ヶ浜の集落営農では、ことしは、26年は2,000万円ほどの赤字だと。来年はこれを、赤字を解消したいというふうな話が、皆さんも新聞で載っていたので、見た方も多いというふうに思います。しからば、どういふふうな赤字を解消するのかということを書いていませんでしたけれども、私想像するに、地代を安くするとか、または作業料金を安くするとか、かかる経費を削減して安くするというふうなことだと私は解釈いたしました。それが農家のためになるのでしょうか。幸い、我が村では農家の数はまだ外ヶ浜みたいには高齢化していません。近い将来にこうなるでしょう。しかし、まだ余裕があります。地区によっては早急に対策を打たなきゃならないというところもあると思いますけれども、ただ大規模にやっつていいことは1つあります。県だとか国だとか、役場からの助成金がもらいやすくなると。これはあると思います。しかし、助成金を当てにして規模拡大して黒字になったとしても、採算がとれたとしても、それは将来に結びつきません。全く今回の航空防除の助成金と同じで、それがそれで農家の夢が多くなるというふうなお話ではございません。この辺も十分議論しながら、我々は村長に政策を訴えていきたいというふうに思います。

それでは、次の問題に入っていきたいと思います。

新規の農産物の開発、開拓についてということで質問いたします。

我が村では、今転作率が大体45%ぐらいあるものというふうに推察されます。その中で、転作も一部米、飼料米、備蓄米も含めた米の面積はどれくらいになっているのか。

それから、ソバの面積はどれくらいになっているのか。それから、地域振興作物とされているトマトを中心としたものだと思いますけれども、それらがどれくらいになっているのか、またその他耕作放棄地と自己保全というふうな面積はどれくらい、わかる範囲内で、大体の数字でもいいですからお知らせ願いたいと思いますけれども、よろしくをお願いします。（「休憩お願いします」の声あり）

○議長（木村 修君） 暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（中川 悟君） それでは、お答えいたします。

まず、村内の主食の作付、主食米の作付面積が約559ヘクタールに対し、備蓄米が51ヘクタール、飼料用米が37ヘクタール、ソバが268ヘクタールで、あと自己保全、何も作付していない部分が82ヘクタールとなっております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 通告しないで質問して、本当に申しわけありませんでした。そのことについて、ここでソバが268ヘクタールもあるというふうなことでございました。ソバの転作面積が3分の2ぐらいになっているんじゃないかなというふうに思いますけれども、そしてこのソバの、米同様、米以上に低価格で販売されているというふうなことをお聞きいたしました。その中で、備蓄米または飼料米、米で作付できる面積はどんどん作付してもらったほうがいいと思いますけれども、もう既に開田したりとか、それから土地改良もちゃんと行われていなくて、水路も荒れ放題というふうなところも大いにあるというふうに思います。そういうところでは、ソバを作付しているわけですが、とてもじゃないがこの低米価の時代に、ソバを転作でやっていくのであれば大変だというふうなことで、この土地利用型と呼ばれている農業、ソバとか麦とか、そういうふうな転作作物として、畑作物を、園芸作物までもいかなくても、もうちょっと手間のかかる畑作物でカバーできないかなと私は思っているわけです。

ちなみに、ことし私は玉ねぎがいいのではないかなと思って試作してみました。私一人でやったわけではないが、弘大の前田助教授という方の指導をいただきながらやった

わけでございますけれども、皆さんもバイパスのそばで草ぼうぼうになっている畑を見た人もたくさんいると思います。これはことし反省会もやったわけで、反省会というか肥料の検討会をやりましたけれども、10アール当たり4トンぐらい収穫できるというふうな見込みでございます。浪岡地区では弘大の前田先生によると、浪岡地区では5トンぐらいだと。何カ所も、県内何カ所かで試作しているわけですが、5トンぐらいだと。弘大の農場では6トンぐらいいったと。ちなみに、そうすれば10アール当たりの販売額がどれくらいになるのかなというふうな計算をした場合、1反歩当たり40万円は下らないだろうというふうな話でございました。トマトみたいな労働集約型ですと、やれる面積も決まっています。機械化一貫作業でできる玉ねぎ栽培は、一農家で1億円ぐらいはやれるというふうに思います。ご存じのとおり、玉ねぎというのは北海道です。日本の9割が北海道でつくられています。2番目につくっているのが四国のあの小さい島、地震で有名になった淡路島です。これは6月になれば収穫できると。3番目に大きいところが、九州の佐賀県です。それらを全部合わせても北海道の1割にも満たないというふうな現状でございます。

青森県内では、産地として販売されている玉ねぎはありません。農家が自家用として栽培されている面積は、はっきり把握していませんけれども、蓬田村でもつくっている人がいます。我が村で栽培すれば、7月の末に収穫できて、8月のねぶたが始まるころには出荷できると。北海道のものが出る前に収穫してしまうというふうなことになるれば、北海道みたいな乾燥施設も要らないだろうというふうに思われます。冷涼な気候を好むネギ類ですので、十分我が村が産地として名乗りを上げることができるというふうに思っております。このことについて、我が村でやってみるつもりはあるのか、考えてみる余地があるのか、質問いたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 村内で水稲に次ぐ作付面積にあるソバにつきましては、湿害や連作障害による全国平均反収が約60キロに対し、村内の平均反収は年15キロ程度とかなり低い水準となっております。そのため、ソバにかわる作物はないか長年検討されてきましたが、なかなか定着する作物は見つかっておりません。今年度、村内では議員を含め2戸の農家が玉ねぎ栽培を行い26アールほど作付しておりますが、JAなど関係機関や農家と問題点や課題を協議しながら、普及を支援していければと考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この問題に関しては、本当に深刻でございます。新たな農業のその政策というのが5年後には打ち切られると。その中でソバが来年度ですか、あたりからその補助金がなくなるというので、大変困っています。当面、国が示しています水田農業の振興というビジョン、このビジョンによりながら飼料作物等で当面は乗り切ること、乗り切る方針を立てるしかないのがありますが、今藤田議員がおっしゃいましたように、そのままでは農家が潰れてしまう。どうにかしてまず農家所得の向上を図るような、そういう作目を早く見つけなきゃいけないというふうには考えております。やはりそういったものの安定的に生産加工をすること、それから生産農家がコストを余りかけないで生産できるもの、さらには適地適作、それがブランド化、ないしはそういう特産化につながっていくもの、欲を言えばこういうような流れが必要だと私は思っています。

今、弘大の教授と協働しながら研究しているということでございます。私ももう春、今の段階で、生産者、農協、あるいはそういう県の関係機関などと意見交換をしながら、この何ていうのですか、新しい、ソバにかわる新規農作物をできれば決定して、実験的に実証をしていただくという方向は考えなければいけないものだと思っております。もちろんその今、質問にあったように、玉ねぎもその選択肢の重要な一つであるということには変わりありません。できれば進めて、前向きに進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 前向きに検討するというふうなお話でございました。ちなみに、その玉ねぎを栽培するのに、私が先ほど機械化一貫作業ができるというふうなお話をしましたけれども、どういう機械が必要なのかということですが、農家であればほとんどの人が持っているトラクター、それとこれはあんまり持っている人は少ないのですけれども、田んぼにビニールを張るマルチャー、トラクターのアタッチメントですけれども、そういう機械が必要です。それと、一番メインである玉ねぎを植える機械、形を見れば、我々が田んぼで使っているポットの田植え機と同じような形でございます。つくっているところもそういうメーカーでございまして、そこが一番北海道でも、その機械が使われているというふうなことで、かかるとすれば二百何十万円もするだろうと。それから、掘り取り機といいますけれども、ジャガイモを掘るような機械、これも二、

三百万円はするのではないかなと思われま。一番肝心の玉ねぎの苗ですけれども、これも田植え機の箱をつくって使ったものでございまして、これを育苗するためには、2月ごろ播種しなきゃならない。雪に耐えるようなハウスがなきゃならないと。3反歩、5反歩やる農家に、それもつくれ、この機械も買えというふうなことは、今のところはできません。できれば行政が手助けしてやらなければならない話だと思っております。富山県のある農協では、それを活用してもう産地化になりつつあるというところもあるそうで、私も1回見に行きたいものだなというふうに思っております。

こういう助成が役場でもできるのであれば、この玉ねぎをやる人が、私は南部のほうよりも北部の方々にやっていただきたいと。田んぼをつくれない農地も北部のほうに多くあるんじゃないかなと。トマトを多くつくっている人はできないだろう。昼の土木みたいな仕事に出るよりはお金になるはずだと私は思っております。この辺について課長なり村長なりの見解がございましたら、お知らせ願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 全くおっしゃるとおりでありまして、北部地区はもうかなりの不耕作というか、ソバもつけておりますけれども、耕作していない土地もたくさんございます。今おっしゃいましたように、私もちょっとその技術的な問題について、例えば機械、農業機械の活用がどのぐらいできるものか、あるいは苗の植えつけに対して、その新しい機械が必要になるのかどうか、そういったものについて、今後はやはり研究してみないと、どのぐらいの経費がかかって、どのぐらいの生産で、どういった収益を得られるのかということは実証的にやってみないと、これは計算できないかと思っております。できればそういったものについて村が助成できれば一番いいことだとは思っています。また、ハウス、2月の芽出しをするためには、2月ぐらいにハウスの中でやらなければならないということであれば、やはりハウスに対する助成ということも考えながら、そういうブランド化について向けてまいりたい、いけばいいのではないかというふうには思っています。

現在、トマト、ミニトマトのベビーベビーの普及ということも現在考えております。その普及についても、ある程度の量は生産量を確保しないといけない。ところが、やはり一番肝心なものは、農家にその人手がないということが非常に問題になっています。もちろん桃太郎トマトをつくっている農家があるのでございますけれども、そちらのほうでは今のそのトマトに手がつかないということになれば、新たな農業者、あるいは新

たにそれに着手してくれる人材を探さなきゃいけない。そうしますと、当然施設の問題が出てくる。現在、トマトのほうでは遊んでいるハウスを使わせてくれないかということで、彼らもアシストの名前で回覧を回しているところでございます。

この玉ねぎの問題につきましても、そういう遊んでいるハウスとか、あるいはそういったものが有効活用できないものかどうか、あるいは必要であれば村が補助を考えるとという方向で考えてみたいと。そうしないと、今の新規作物の普及というのは、何をやってもできないだろうというふうに思っていますので、これも非常に大きな問題でございますけれども、できれば方針を出して進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） よろしくご検討をお願いいたしまして、私の質問を終わります。
ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、2番藤田修一君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 5番 久慈省悟議員

○議長（木村 修君） それでは、5番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 住民の皆さん、ご苦労さまです。

私から質問するのは、本日、2つほど通告がございます。3人目ということで、大分皆さんもお疲れの模様かと思うのですけれども、もう少し我慢しておつき合い願いたいと思います。

最初に、村道6-2-2号線についてということで質問をいたしますけれども、道路づくりにおいて求められるのは、やはり安全性とか経済性とかが問われてくると思います。しかし、私が質問するのは、村道ということですので、そういうのは余り重視する必要はないかと思うのですけれども、距離が短いためにそうなのですけれども、瀬辺地は280号線のアクセス道路が今のところ、ここの村道を利用してございます。そこで、残りの区画に関してまだ手がつけられておりませんが、私が今回質問するのは、完成後について、防犯灯の設置等が必要だということで、設置していただけるのかということでご質問いたします。その辺の計画がどのようになっていらっしゃるのか、課長に答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） お答えします。

この道路については、瀬辺地の駅から北側、踏切のあたりから農免までの区間だというふうに認識しております。約200メートルほどございますが、27年度の予算で計上して、できるならば施工したいというふうに考えています。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 今総務課長のほうから、27年度予算、つまり来年度の3月には当初予算で乗っかってくるのかなというイメージを持ちましたけれども、ただ防犯灯という、私は言い方をしましたけれども、踏切から農免道路までがまだ設置はしていませんけれども、現在瀬辺地駅周辺のところから踏切までの間、これは若干ついているのですけれども、どうせ設置していただけるのであれば、そこから全般的に本数が足りているのか、不足はしてないのかというのもつけ足していただいて、全般的に見直して街灯が何本必要なのかというのを、自治会長さんなり、やはり連絡協議会でも、この件に関しては陳情があると思うのですけれども、その辺をお伺い立てながら進めていただければ幸いです。その件に関しては、課長、お願いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 駅周辺から踏切までの間についての調査をいたしまして、もしふぐあいが生じているのであれば対処したいと。いずれにしても、今回、27年度で実施したいという部分については、もちろんLEDでやりたいというふうに考えてございます。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） もう私が今お願いしたところも視察しているということで、そしてまたLED採用ということで、非常にありがたい答弁をいただきました。どうもありがとうございました。

それでは、次の質疑に入りたいと思います。

税の滞納についてということでございます。先ほど2人の質問者のほうからも、さまざまな農業へということに対しての助成が取り沙汰されております。しかし、この助成も全ては一般財源がやはり十分機能を果たし、その財源確保のために必要なわけですね。さまざまな助成金をあげるにも、一般財源がきちんとしていなければ回っていかないと。そこで、さらに税の滞納ということでやはり必要な、滞納者がいなければ幸いとは思いますが、税金の滞納について、滞納人数を役場側ではきちんと把握し

ているのか。

そして、またあわせて、公費をいただいている、そういう公職の方、また各種委員の方というのはいらっしゃるのかというのを少しお伺いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） まず、前段の滞納人数については把握しております。

後段の公職及び委員についてですけれども、村には、村所管及び教育委員会所管、その他各委員会所管の委員が多数おまして、その委員一人一人について滞納しているのかどうかの詳細は把握しておりません。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 最初はちょっと聞こえなかったのですけれども、滞納人数は把握しているのかということは、していないと答えたのですか。（「いると」の声あり）いると答えたのですか。ああ、それでは、その把握しているのでしたら、何件中の大体パーセンテージでいけば、どの程度そういう方がいらっしゃるのか答えていただければと思います。

○議長（木村 修君） 税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） 金額にして、村税に対して大体7%ぐらい。国保税に関してはそれよりも若干多いです。以上です。（「人数を」の声あり）人数はただ単純に把握できない部分もあります。例えば固定資産の場合、亡くなった人が名義人でそのまま残っている場合も一応カウントするのか、そういうものを除くのか、生きている方だけの滞納に処分なのか、その辺の判断もありまして、人数的にはちょっとはつきりとは申し上げにくいところもあります。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 亡くなった方はカウントするのはおかしいのではないですか。亡くなった方からどうやって取るのですか。私は今それを聞いていて、課長の答弁聞いていてそう思ったのですけれども、亡くなっている方から取れば、それにこしたことはないのですけれども、それは不可能だと思います。

また、公費をいただいている公職及び、「及び」と私はつけておるので、公職というのはやはり皆さんご存じのように、選挙で選ばれて勝ち上がってきた方が公職に入るわけですね。そして、各種委員というのは農業委員さん、農業委員じゃないや、教育委員とか民生委員とか、そういう方々が各種委員なわけですね。ですから、お答

えにくいというのなら、やはり課長の立場上あるとは思いますが。ですから、余り私は深く今回は入らないとは思っておりますけれども、やはり一生懸命、税というのは国民の責務の一つに納税の義務というのもございますから、やはり苦しくても皆さん払っている中で、人の先に立つ、そういう方がやはりそういうのが滞るというのは、やはりモラルが少し足りないのではないかと。また、逆に言えば、やはり一般の方々にも申しわけないという気持ちを持っていただきたい。

そして、また前回、村長のほうにもこの件に関して質問したときには、やはり好ましくないとは思いますが、村長は、さまざまなそこには個人の事情というものがあると思っておりますから、何とも今の段階ではという、ちょっと濁ったような文言が返ってきましたけれども、やはり何をやるにもこれから、この間、ホタテのさまざまな助成、そして今先ほど来から2人の方が農業という、米農家への助成というのも要望してきております。何をやるにも、やはり一般財源を確保してこそ、そういうことができるわけです。ですから、最低限ここまでは守ってほしいとか、ここまでは支払いをしていただきたい、こういったマニフェストづくりというのも、やはりこれからは必要になってくるのではないかと、その件に関してもう一度課長及び村長のほうから答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この問題に関しましては、まずその各種委員の捉え方がちょっと若干違っていましたということが一つはございます。私たち行政を束ねる者として、各種委員というのは、例えば健康づくりの推進委員とか、あるいは森林の委員会だとか、あるいは行政改革の委員会だとか、そういった把握をしまして、議員のご質問のほうは、教育委員とか農業委員とか、いわゆる公職に近い委員の方のお話をされているように思いますので、若干捉え方に差があったというふうに思います。

したがって、担当課長もあらゆる委員を把握して、滞納者が何の委員に把握しているかという、そういう管理の仕方をしていないというふうに答弁をしたわけでございまして、若干質問と答弁に違いがあったということは、勘弁願いたいと思います。

私も前回も言いましたが、個人にもやはり事情があるということは、いろんなその家庭の事情とかさまざまあるわけで、それに伴って滞納というのが発生しているのが常でございます。確かに個人の生活が若干乱れて滞納が発生するというものもないわけではございませんけれども、それぞれがそれぞれの事情でございますので、できるだけ

早期にその滞納を解消するような方向で、担当職員も一生懸命頑張って歩いているわけでございます。もちろんそういう滞納額を少なくすることによって、行政の一般財源がふえてくるというのはもちろんのことでございます。そういう最低限のものに対してルールをつくってやるべきではないかというのももっともでございます。

そのために、滞納の整理に当たって、いろんな委託料も使っているという現状にはあるわけでございますので、できれば議員が質問しているとおおり、滞納をなくするような方向でもう一度職員も頑張ってまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 青森市では、何か職場にまで連絡も行くようです。しかし、職場までというふうになれば、あすは我が身、誰でもきょう本日住民の方もこうやっていますけれども、そこまでやらなければならないのかという、ちょっと余りにも個人の侵害、生活の侵害にまで、何かこう踏み込んだ、そういう行政がそこまでやるのかというのは、ちょっと好ましくないのではないかなという思ひはありますけれども、やはりそういった一生懸命頑張っても全額、満額支払い切れないという方もいらっしゃいます。そういうときは、やはり行政としてそこには臨場感というものを持ちながら進めていくのも、時と場合によっては必要なことかなと、そうは思ひます。

しかしながら、どう考えても、一生懸命頑張っているふうには見えない、そういう方々がいらっしゃるということは、やはりもう少し倫理観を持った対処法をお願ひして徴収に当たっていただきたいことを最後にお願ひ申し上げて終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、5番久慈省悟君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前11時30分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員